

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
欠席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 事（事務担当）	山 口 遼
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

議事録

発言者	内 容
	1. 開催日時 令和8年3月19日(水)
	午前8時58分から午前9時31分
	2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室
	3. 出席委員(14人) 別紙のとおり
	4. 欠席委員(1人) 別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第 49号 農地法第3条の規定による許可申請
	日程第 3 議案第 50号 農地法第5条の規定による許可申請
	日程第 4 議案第 51号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願
日程第 5 議案第 52号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の	
規定による当委員会への意見聴取について(一括方式)	
日程第 7 議案第 53号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の	
規定による当委員会への意見聴取について(権利移転)	
日程第 8 専 決 報 告	
1. 農地法第3条の3の規定による届出	
2. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願	
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	
4. 現況証明願	
日程第 9 報 告	
1. 農地法第18条第6項の規定による通知	
6. 農業委員会事務局職員 (4人) 別紙のとおり	
7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主事 山口 遼 植松 佑太	
である。	
8. 会議の概要	
開会(午前8時58分)	
事務局長	定刻となりましたので、只今より、令和8年3月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。
	会長さん宜しくをお願いします。

会長	《会長あいさつ》																														
会長	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中14名）で、定足数に達しておりますので、只今より3月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》 それでは、 議席番号 10番 加賀 保(カガ タモツ)委員 議席番号 11番 沖 由雄(オキ トシオ)委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第49号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>議案第50号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>議案第51号</td> <td>相続税の納税猶予に関する証明願・・・・・・・・・・</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第52号</td> <td>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による 当委員会への意見聴取について（一括方式）・・・・・・・・</td> <td>21件</td> </tr> <tr> <td>議案第53号</td> <td>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による 当委員会への意見聴取について（権利移転）・・・・・・・・</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願・・・・</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・</td> <td>11件</td> </tr> </table>	議案第49号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	9件	議案第50号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	9件	議案第51号	相続税の納税猶予に関する証明願・・・・・・・・・・	1件	議案第52号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による 当委員会への意見聴取について（一括方式）・・・・・・・・	21件	議案第53号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による 当委員会への意見聴取について（権利移転）・・・・・・・・	1件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・	16件		2. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願・・・・	2件		3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・	1件		4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・	1件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・	11件
議案第49号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	9件																													
議案第50号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	9件																													
議案第51号	相続税の納税猶予に関する証明願・・・・・・・・・・	1件																													
議案第52号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による 当委員会への意見聴取について（一括方式）・・・・・・・・	21件																													
議案第53号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による 当委員会への意見聴取について（権利移転）・・・・・・・・	1件																													
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・	16件																													
	2. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願・・・・	2件																													
	3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・	1件																													
	4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・	1件																													
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・	11件																													
会長	それでは、議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請9件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。																														
事務局	《事務局説明》（1番から9番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）																														
会長	只今、事務局より議案第49号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。																														
委員	畑で新規就農が何件かございますが、何を耕作されるのでしょうか。																														

事務局	申請番号8番及び9番の方はブルーベリーを栽培する計画となっております。
委員	作った後の計画はあるのでしょうか。
事務局	現状、既にヤミでブルーベリーの栽培をやっているため、今回の申請で正していただくこととなります。また、販売も様々なところに行っている状況とのことです。
会長	現在の経営面積がそこまで広くなく、これから経営規模拡大を図る方の畑の作目は把握していますか。
事務局	5番の方はじゃがいもとねぎで、田に関しては水稻を他の方に委託する計画です。 6番の方はキャベツ、ナス、加工用トマトです。
会長	新規就農の方やこれから経営規模拡大をしていく方は、どこで勉強や研修をされているのでしょうか。
事務局	5番の方は、農業経験について特に聞いておりません。 6番の方は、過去にJAの研修を修了したと聞いております。
会長	有り難うございました。 その他宜しいでしょうか。 それでは、議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請 1番から9番について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。 続きまして、議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請9件について審議をお願いします。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は平成22年より主として自動車の販売・買取、板金・修理、自動車レンタカー・リース業を営んでおります。自動車の販売事業も好調で、年々在庫も増えていき、今では常時30台ほどの自動車を所有しております。そのため自動車展示場で展示する車両のスペースも不足しており、現状では自動車修理工場用の駐車場や、お客様用の駐車スペースに販売用車両や代車、レンタカーを随時状況に応じて停めてしまっている有様です。そのため、車両の

入れ替えが頻繁に起こってしまい、一時的な道路への出入りも増えてしまうので日々の不自由さと危険を感じております。

今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在賃貸マンションで生活しているが、子供の成長に伴い狭くなったので、父の所有する土地のうち、本家に最も近い土地を選定し、分家住宅を建築するためです。

今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、夫とともに、津島市内の賃貸アパートで暮らしており、将来は子どもをもうける予定です。しかし、現在の住まいは子育てをするには手狭であり、将来の子ども部屋の確保もできません。そこで夫婦で話し合いを重ね、この度一戸建ての住宅の建築を決意しました。

かねてより、両親や年老いた祖父母を近くで見守りながら、子育ての手を借りやすいよう、愛西市大野町の周辺で暮らしたいと考えておりました。申請地は本家や実家とも距離が近いため、今後も家族で助け合いながら生活できることは、とても有難い環境だと考えております。

今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成6年に中古自転車の輸出販売業を立ち上げ、収集した車両を主にアフリカ諸国へ輸出しています。令和3年より愛西市大野町番にて中古自転車一時置場として利用を開始しました。更に、業務拡張に伴い令和5年より申請地隣接である愛西市善太新田町の土地を購入し、同様に中古自転車の一時置場として利用しています。しかしながら、近年販売ルートを更に拡大し需要は増加しているため、それに比例した中古自転車置場が不足する状態となってきました。善太新田町の土地では搬入出車両の積み込み等の作業場所も十分確保できていたのですが、現在は、その作業スペースにも中古自転車を置いてある状態で非効率な状況になっています。

今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成26年6月にとび、土木、コンクリート工事を業とし法人設立しました。経営は順調で、現在は従業員9名を抱え、車両も12台を所有しております。現在、愛西市西保町の土地をお借りし、資材置場兼駐車場として利用しておりますが、本社より1.4km離れており、車両や資材の管理面に不安があり、作業効率も悪いため改善の必要性を常々感じておりました。申請地を北側道路からの乗入口として整備することで当社所有の土地を駐車場兼資材置場として利用できるようになります。

今般の申請にて申請地を譲り受け、乗入れ口を設置する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、子供1人と母の家族3人で生活していますが、建物の老朽化が進んできたことと、古い建物のため使える部屋が少なく、今後子供が大きくなるにつれて手狭になることを考慮し、新たに住宅を建築したいと考えました。本家敷地には新築住宅を建築する余剰地はなく、新たに土地を購入するには多額の費用が必要となり困窮しておりましたところ、母が母の所有する申請地に分家住宅を建てることを勧めてくれました。本家に隣接しており、将来、母の面倒も見ることも可能であり、子育ても母と共にすることが出来るため申請に至りました。

今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は愛西市藤ヶ瀬町に本社があり、その隣接地と、県道を挟んだ南側に車庫があります。車庫にはそれぞれ、5台と7台の車両を停めて利用しております。

一般貨物自動車運送事業に使用している前述の2か所の車庫は、駐車スペースに余裕がない状態です。現在、従業員の通勤用車両を駐車するため、空いたスペースに一旦従業員の車を止め、トラックをまた空いたスペースに移動させ、従業員の車をトラックがあった場所に駐車させます。仕事が終わって帰るときもこの逆の手順が必要になります。この車両の入替作業は非常に煩雑であり、また非効率で時間のロスにもなっています。

今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では168枚のパネル(発電出力:98.28kw)を設置し、総事業費は約1,451万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。

(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者はあま市に本社を構え、東海三県にわたり住宅販売事業を展開しております。本申請地の隣接地が既存宅地であり、調整区域でありながら近隣に住宅が多く建ち並んでおり、住宅建築に最適であると判断しました。事前調査をしたところ、接道が確保されていないことが判明したため、本申請地において必要な接道を確保するものであります。

今般の申請にて申請地を譲り受け、接道を設置する計画です。

以上、9件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許

	<p>可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第50号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
委員	<p>6番について、始末書添付となっておりますが、どういう意味でしょうか。</p>
事務局	<p>申請地の中に農地として使われていない部分があるため、始末書を付けて申請するとのこととです。</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。 それでは、議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請9件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第51号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積を朗読及び説明)</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第51号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第51号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第52号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取(一括方式)について21件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番から21番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面</p>

	<p>積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 申請番号1番から21番、全体筆数は53筆、面積は52,068㎡です。</p> <p>愛知県農業振興基金が転貸人となっており、耕作人として、19名の方々が借り受けております。</p> <p>内容につきまして、作物は水稻、レンコン、いちご、野菜です。</p> <p>愛知県の認可・公告予定年月日は4月末ごろの予定で、契約開始年月日は令和8年5月1日となっております。権利の内容は賃貸借権、使用貸借権でございます。</p> <p>この事案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第52号 について 簡略した内容ではございますが、説明がございました。何かご質問はございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第52号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取(一括方式) 21件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第53号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取(権利移転)について 1件の説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》(1番の権利移転をする者、権利移転を受ける者の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利、事由、期間を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、1件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第53号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第53号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取(権利移転) 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ答申することに決定いたします。</p> <p>続きまして、専決報告 4件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から16番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、16件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から11番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、11件、15筆の合意解約を受付いたしました。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>

会長

(発言なし)
宜しいでしょうか。
それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。

これもちまして、3月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時31分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和8年3月19日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号10番委員 加 賀 保

議事録署名者
議席番号11番委員 沖 由 雄